

日介支専協第 1-0210 号

令和元年 10 月 26 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（ご連絡）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
厚生労働省老健局より、各都道府県介護保険担当主管部（局）宛てに標記の
事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

この事務連絡は、別紙 1 及び別紙 3 につきましては、令和元年 10 月 25 日
午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス
事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した
市町村が掲載されており、今後、追加される場合は、改めて事務連絡が発出される
予定です。

なお、別紙 1 及び別紙 3 で更新された都道府県は、岩手県、宮城県、埼玉県、
千葉県、東京都、山梨県です。

貴支部におかれましては、本件につきまして地域支部および会員の皆様への
周知をお願いいたします。

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：吉田洋子・大室悠
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp